

## 鳥取市農地利用最適化推進委員募集要項

### 1. 募集人数

48人（区域ごとの募集人数は以下のとおり）

区域	区域名	募集人数
旧市	久松、醇風、遷喬、修立、日進、明德、富桑、城北、浜坂、稲葉山、岩倉、美保	3人
邑美	面影、倉田、米里、津ノ井	3人
せんだい	神戸、大和、美穂	3人
高草	大正、東郷、豊実、明治	4人
湖南	松保、大郷、吉岡	3人
湖東	末恒、湖山、賀露、千代水	3人
国府	大茅、成器、宇倍野	5人
福部	福部	2人
河原	河原、国英、八上、散岐、西郷	6人
用瀬	社、用瀬、大村	2人
佐治	旧1区、旧2区、旧3区、旧4区	2人
気高	逢坂、浜村、瑞穂、酒津、宝木	5人
鹿野	鹿野、勝谷、小鷲河	3人
青谷	日置、日置谷、勝部、中郷、青谷	4人

### 2. 任期

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月20日以降）から令和11年7月19日まで

### 3. 身分

鳥取市の特別職の非常勤職員

### 4. 業務内容

農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務に伴う現場活動を行います。また、農地利用最適化推進委員は、その担当する地域内における農地等の利用の最適化の推進について、地域計画に関わる協議や各種研修会等に参加したり、農業委員会総会等に出席して意見を述べる事が出来ます。

### 5. 委員報酬

月額27,000円

### 6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる満20歳以上である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

## 7. 推薦及び応募に係る手続等

次の(1)の提出書類のいずれかに必要事項を記入し、(2)の添付書類を添えて、持参又は郵送により鳥取市農業委員会事務局に提出してください。  
なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

### (1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
自ら応募する場合	様式第4号

### (2) 添付書類

ア) 身分証明書(市役所市民課発行)【発行後3か月以内のもの】

※運転免許証等の本人確認書類ではありません

イ) 住民票【発行後3か月以内のもの】

「世帯主・続柄」「本籍・筆頭者」「マイナンバー（個人番号）」の記載不要

ウ) 市税等納付状況確認同意書(様式第3号)

### (3) 受付期間

令和8年4月3日(金)まで【募集期限必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込状況によっては受付期間を延長する場合があります。その場合は、鳥取市ホームページ等によりお知らせします。

### (4) 提出先

〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地

鳥取市農業委員会事務局(市役所本庁舎4階)

## 8. 選定方法

鳥取市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

選考結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募する者全員に文書で通知します。

## 9. 情報の公表

募集期間の中間および終了後に、鳥取市ホームページで次の内容を公表します。

(1) 推薦又は応募する区域

(2) 推薦をする者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別

(3) 推薦をする者(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件

(4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦をする者が、推薦を受ける者を鳥取市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、鳥取市農業委員に応募しているか否かの別

## 10. 問い合わせ先

〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地

鳥取市農業委員会事務局(市役所本庁舎4階)

電話 0857-30-8482

電子メール nogyoin@city.tottori.lg.jp